

事例項目	課税処理時における第三者の課税資料の混入について ＜第三者の給与支払報告書に係る所得金額も含めた課税処理＞
事例発生時期	平成18(2006)年7月
担当課	総務部 課税課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成18(2006)年7月28日、市民税課(当時)に他市の議員から「市民相談を受けている人の平成13(2001)年度分・平成16(2004)年度分の市民税の課税根拠について調べてほしい」との電話があった。 ②調査したところ、平成13(2001)年度分の市民税において、他市から送付された4枚の給与支払報告書の中に、他人の給与支払報告書が1枚混入されていたことが判明した。 ③また、その混入に気づかず、他人分の給与支払報告書に係る所得金額も含めて本人に課税していたことも判明した。 ④平成18(2006)年第3回定例会(9月)において、「他人の住民税が督促されるという過ちがなぜ起こったのか」等の指摘を受けた。 【資料(2)－7－1】</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①データを修正後、8月4日に本人宅を訪問し、経過の説明と謝罪をし、税額変更通知書を手渡した。 ②税務室長・納税課長より全税務職員に対し、課税及び徴収事務の取り扱いについて、8月7日、口頭による注意喚起を行い、9月7日には文書による通知も行った。【資料(2)－7－2】</p>
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者の課税資料が複数枚あったにもかかわらず、資料の確認に細心の注意を払っていなかった。</li> </ul>
再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者に課税資料が複数枚ある場合は、特に資料の確認に細心の注意を払い、課税するよう徹底する。</li> </ul>
添付書類	<p>【資料(2)－7－1】 …平成18(2006)年第3回定例会(9月)議事録(抜粋) 【資料(2)－7－2】 …課税及び徴収事務について(通知文)</p>